

水戸市コミュニティ推進計画（第4次）

水 戸 市

はじめに

少子化に伴う人口減少や高齢化の進行に加え、ライフスタイルや価値観の変化等により、地域コミュニティに対する市民ニーズは複雑・多様化しております。あわせて、本市における町内会・自治会の加入率は低下を続けており、地域の連帯感の希薄化、災害に備えた防災活動といった共助体制の弱体化が懸念されております。



このような中、市民が安全・安心に暮らし、幸せを感じられるまちづくりを進めるためには、多くの方に地域活動へ参加いただき、地域の課題を共有し、協力しあいながら解決を目指すことが重要です。

本市におきましては、市民が活動しやすく、楽しい生活を送ることができる地域づくりを進めるため、これまで、住みよいまちづくり推進協議会との連携のもと、町内会・自治会への加入促進活動や地域リーダーの育成、地域コミュニティプランの実現に向けた支援など、地域コミュニティの活性化に向けた取組を推進してまいりました。

このたび、これまでの取組の成果や時代とともに変化する課題を踏まえ、「水戸市コミュニティ推進計画（第4次）」を策定しました。本計画では、「住んで楽しい 持続可能な地域コミュニティ」を目指し、町内会・自治会の活性化や多様な主体の連携、未来につながる仕組みづくりに取り組んでまいります。

これらの取組の推進に当たりましては、市民の皆様をはじめ、町内会・自治会等の各種団体、事業者等が一体となって取り組んでいくことが大変重要でありますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、慎重な御審議を賜りました水戸市住みよいまちづくり推進協議会委員等の関係者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年10月

水戸市長 **高橋 靖**

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3

第 2 章 現状と課題

1	本市の地域コミュニティにおける現状と課題	
(1)	地域コミュニティをとりまく社会環境の変化	5
(2)	町内会・自治会加入率の低下	9
(3)	町内会・自治会における運営上の課題等	16
(4)	各地区における課題	19
2	前計画（地域コミュニティ推進計画（第 3 次））の目標達成状況 及び各種施策の成果と課題	22

第 3 章 計画の基本的方向

1	目指す姿	33
2	基本方針	34
3	施策の体系	36

第4章 施策の展開

1 町内会・自治会の活性化	
（1）町内会・自治会の加入促進	39
（2）気軽に参加しやすい町内会・自治会の再構築	43
2 多様な主体の連携による地域コミュニティづくり	
（1）水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働の推進	45
（2）多様な主体の協働・連携	48
（3）公共施設の有効活用	52
3 未来へつながる仕組みづくり	
（1）地域のデジタル化の支援	54
（2）市職員の地域活動参加の促進	55
（3）新たな地域コミュニティプランに基づくまちづくりの推進	56

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制	59
2 進行管理	60

第 1 章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

人口減少社会や超高齢社会の到来のほか、一人暮らしや二人世帯の増加、ライフスタイルや価値観の変化、各地で頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症をきっかけとした新しい生活様式への転換など、時代とともに地域課題も変化し、複雑・多様化してきています。こうした社会情勢において、本市の町内会・自治会は、加入率が低下しており、役員のなり手不足や地域活動への参加者の減少等による地域の連帯感の希薄化や共助機能の弱体化が懸念されています。

地域における福祉、環境、生涯学習、防犯・防災等の様々な課題は、行政のみの取組で解決することは困難であり、住民と行政とが手を携える「協働の精神」のもと、町内会・自治会、地区会、水戸市住みよいまちづくり推進協議会等の「地域の力」によって解決に取り組んでいくことが重要です。特に、東日本大震災や令和元年東日本台風はもとより、令和6年能登半島地震等による災害を契機として、人と人とのきずなの大切さ、地域コミュニティ¹の重要性が再認識されています。

このような中、住民が安全・安心に暮らし、幸せを感じられるまちをつくるためには、多くの住民が地域活動に自ら参加し、町内会・自治会をはじめとした各種団体が活動を継続・充実させることができる、持続可能な地域コミュニティづくりに取り組む必要があります。

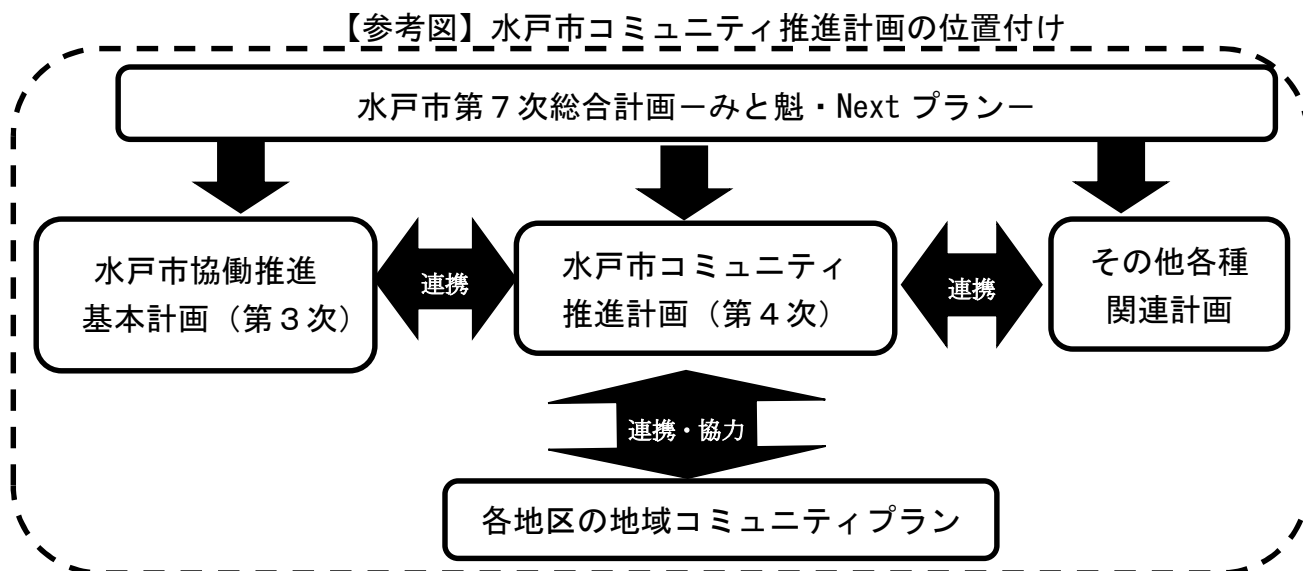
そのため、本計画は、町内会・自治会の加入促進、新たな地域コミュニティプランの作成の支援、水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働の推進、町内会・自治会の再構築など、地域コミュニティ活動の継続や発展に向けた課題を解決し、地域コミュニティに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。

¹ コミュニティは、町内会・自治会など「地縁型コミュニティ」と、特定のテーマに特化したサークル・ボランティア・NPO団体など「テーマ型コミュニティ」に分かれます。本計画では、地縁型コミュニティを「地域コミュニティ」と呼ぶこととします。

2 計画の位置付け

水戸市第7次総合計画では、将来の都市像を「こども育む 暮らし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」と定め、その実現に向けた都市づくりの柱の一つとして「市民と行政で「共に創るみと」」を掲げています。

本計画は、SDGsの理念を踏まえ、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－や「水戸市協働推進基本計画（第3次）」、その他各種関連計画との整合を図るとともに、各地区の地域コミュニティプランと連携・協力しながら、今後の本市の地域コミュニティ活動に関する施策を明らかにし、それらを総合的に推進するための指針として位置付けるものです。



（計画とSDGsとの関連性）



3 計画の対象

地域においては、福祉、環境、教育、防犯・防災等の問題への取組、地域の実情にあった相互扶助機能の復活など、地域課題の解決に向けた多岐にわたる取組が繰り広げられています。さらに、地域に伝わる伝統や文化等の地域の大切な資源や文化・スポーツ等の生涯学習の成果を次世代に伝承する活動など、様々な形態で展開されています。

本計画では、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する地区会をはじめ、その基盤である町内会・自治会、子ども会育成連合会、女性会、高齢者クラブなどの地域コミュニティ団体によって行われる様々な活動を対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランーを踏まえ、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

第2章 現況と課題

1 本市の地域コミュニティにおける現状と課題

(1) 地域コミュニティをとりまく社会環境の変化

水戸市の地域コミュニティは、6 頁図 1 のとおり、水戸市住みよいまちづくり推進協議会²のもと、34 の地区会³、約 1300 の町内会・自治会⁴、約 6400 の班及び加入世帯で構成されています。水戸市住みよいまちづくり推進協議会は、地区会の代表者で構成される自主的かつ民主的な住民組織であり、地区会や町内会・自治会との連携を図るとともに、本市との協働により、豊かな地域づくりを推進することを目的に活動をしています。

7 頁表 2 のとおり、かつて水戸市では、行政の仕事の一部を町内会・自治会に協力いただく市政協力員制度を導入していましたが、より住民による自主的な地域運営とするため、1988（昭和 63）年に廃止し、水戸市市政協力員連絡協議会を解散し、水戸市自治連合会を設立しました。1996（平成 8）年には、水戸市自治連合会と水戸市民憲章推進協議会が一本化され、水戸市住みよいまちづくり推進協議会が設立されました。2010（平成 22）年には、水戸市の公民館を市民センターとして一本化し、コミュニティ活動と生涯学習活動を一体的に支援する体制を整備しました。

² 住みよいまちづくり推進協議会は、34 の地区会で組織され、円滑な事業実施のため専門部会を置き、総務部会・福祉厚生部会合同で水戸市民の集い、広報部会では広報紙「みんなの水戸」の発行、自治部会では町内会・自治会の運営等に関する研修、スポーツ・レクリエーション部会では市民運動場の調査、生活環境部会では花いっぱい運動による花壇コンクール・花の絵コンクール、防災委員会では防災研修会などの事業を実施している。

³ 地区会は、小学校区単位を基本に組織され、町内会・自治会、社会福祉協議会支部、高齢者クラブ、女性会、PTA、子ども会育成会、民生委員、防犯協会等で構成される。地区会の事業内容ごとに専門部を設置し、市民運動会やふれあいまつり、集団資源物回収、花いっぱい運動等の環境美化、防災訓練など、様々な活動を行っている。
なお、各地区会は、市民センターを拠点に活動している。

⁴ 町内会・自治会は、自分たちの住む地域を住みよいまちにするために、住民相互が協力し、地域の課題解決に取り組む、住民にとってもっとも身近な住民組織。主な活動は表 1 のとおりである。町内会と自治会は名称の違いであり、内容や活動が異なるものではない。

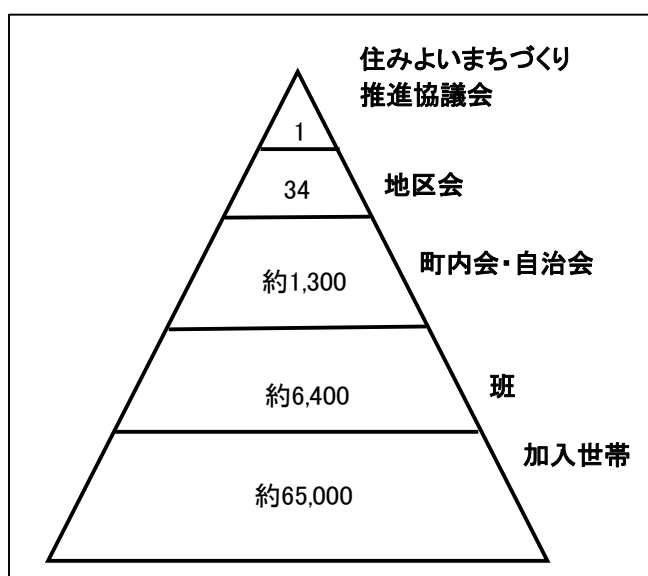
本市においても、核家族化の進行、ライフスタイルの変化等により、他の自治体と同じように、町内会・自治会の加入率が大きく低下しており（詳細は9頁 1（2）参照）、役員のなり手不足や地域活動への参加者の減少など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しくなっています。このような状況が進行すれば、安全・安心な日常生活を支える共助機能が弱体化する可能性があり、地域課題を解決することが困難となることが予想されます。

【表 1 町内会・自治会の主な活動】

主な活動	備考
住民同士の交流促進	地域のお祭りや運動会など
清掃活動・資源物回収	地域の清掃活動・ごみ減量リサイクルなど
防災訓練の実施	自主防災組織による防災訓練
緑化推進（公園愛護会）	花壇づくりなど
こどもや高齢者の見守り	こどもや高齢者への声かけなど
防犯灯の維持管理	町内の防犯灯の設置・維持管理
回覧板、「広報みと」の配布	地区や町内のお知らせの回覧や「広報みと」の配布など
行政への連絡・調整	地域の意見・要望の取りまとめ

（水戸市調べ）

【図 1 水戸市の地域コミュニティ組織】



（水戸市調べ）

【表 2 水戸市の地域コミュニティと住みよいまちづくり推進協議会の歴史】

年代	出来事など	備考
1953 (昭和 28) 年	町内連絡委員を設置 する要項の制定	水戸市が 50 戸程度を単位として、 町内連絡委員を委嘱。町内会連絡 協議会を設立
1957 (昭和 32) 年	水戸市市政協力員設 置規則の制定	町内連絡委員を市政協力員に名称 変更
1970 (昭和 45) 年	水戸市市政協力員連 絡協議会の設立	市政協力員の中央組織として市生 協力員連絡協議会を設立
	水戸市民憲章の制定	
1971 (昭和 46) 年	水戸市民憲章推進協 議会の発足	水戸市民憲章の推進のための協議 会を設立
1973 (昭和 48) 年	水戸市民憲章推進各 地区実践会の発足	茨城国体の開催を契機に、水戸市 民憲章推進協議会の下部組織とし て、各小学校区単位に「水戸市民 憲章推進各地区実践会」が発足
1988 (昭和 63) 年	水戸市自治連合会の 設立	水戸市市政協力員連絡協議会を解 散し、水戸市自治連合会が設立。 市政協力員委嘱の終了
1991 (平成 3) 年	一本化検討委員会の 発足	水戸市自治連合会と水戸市民憲章 推進協議会が、双方の一本化につ いて、検討委員会の発足
1992 (平成 4) 年	一本化の確認	双方において一本化の確認
1993 (平成 5) 年～1995 (平成 7) 年	地区会の設立	各地区において、地区会の設立

年代	出来事など	備考
1996 (平成 8) 年	水戸市住みよいまちづくり推進協議会の設立	各地区会長を理事とした中央組織の設立
	コミュニティ担当職員を配置	地域コミュニティ活動の支援及び地区会の自立化のため、コミュニティ担当職員 ⁵ を配置(1996(平成 8)年～2007(平成 19)年)
1999 (平成 11) 年	常澄地区が水戸市住みよいまちづくり推進協議会に加入	常澄村が水戸市に編入 1992(平成 4)年
2009 (平成 21) 年	市民と行政との協働都市宣言	水戸市が「市民と行政との協働都市宣言」を採択
2010 (平成 22) 年	公民館を市民センターに一本化	コミュニティ活動と生涯学習活動を支援する体制の整備
2011 (平成 23) 年	内原地区が水戸市住みよいまちづくり推進協議会に加入	内原町が水戸市に編入 2005(平成 17)年
2010 (平成 22) 年～2015 (平成 27) 年	各地区において地域コミュニティプランの策定	※ 内原地区は、区長会解散に伴う 3 地区分割により、2020(令和 2)・2021(令和 3)年に再策定
2020 (令和 2) 年	町内会・自治会への加入促進に関する協定の締結	水戸市住みよいまちづくり推進協議会、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会、水戸市による協定
2022 (令和 4) 年	「みと町内会・自治会カード」事業開始	町内会・自治会員優待カード事業の開始

(水戸市調べ)

⁵ 地区の自立化に向けた支援を行うために、コミュニティ推進員として計画的に全公民館(当時)に正職員を追加配置した。その後、嘱託員(会計年度任用職員)の配置に切り替えた。

(2) 町内会・自治会加入率の低下

水戸市住みよいまちづくり推進協議会の町内会・自治会加入率については、10 頁図 2「町内会・自治会の加入率の推移」、表 3「人口・総世帯数・加入世帯数・自治会加入率の推移」のとおり、1998(平成 10)年度は 84.6%、2022(令和 4)年度は 52.6%と、24 年間で 32.0 ポイント減少しています。この間、人口は 22,017 人増加し、加入率の分母となる総世帯数も 29,868 世帯増加していますが、加入率の分子となる加入世帯数は 14,803 世帯の減少となっています。

総世帯数が増加した要因としては、11 頁表 4「世帯人員別世帯数の推移」をみると、一人世帯が 2010(平成 22)年から 2020(令和 2)年の間に 9,991 世帯増加しており、一人世帯の増加によるところが大きいと推察されます。

また、12 頁表 5「住宅の建て方別世帯数の推移」をみると、共同住宅が 2010(平成 22)年から 2020(令和 2)年の間に、6,141 世帯増加しており、マンション等の著しい増加とともに、一戸建も増加しています。地区別の町内会・自治会の加入率をみると、13 頁表 6「地区会別加入率」のとおり、渡里地区等の学生が多い地区や笠原地区等の新興住宅の多い地区は、加入率が低い状況です。

さらに、14 頁表 7「中核市の加入率」をみると、他の中核市の加入率は、2022(令和 4)年度の平均は 67.23%であり、2015(平成 27)年度と比べると、ほとんどの団体で、加入率が低下していますが、本市は中核市の中でも加入率が低いことがわかります。

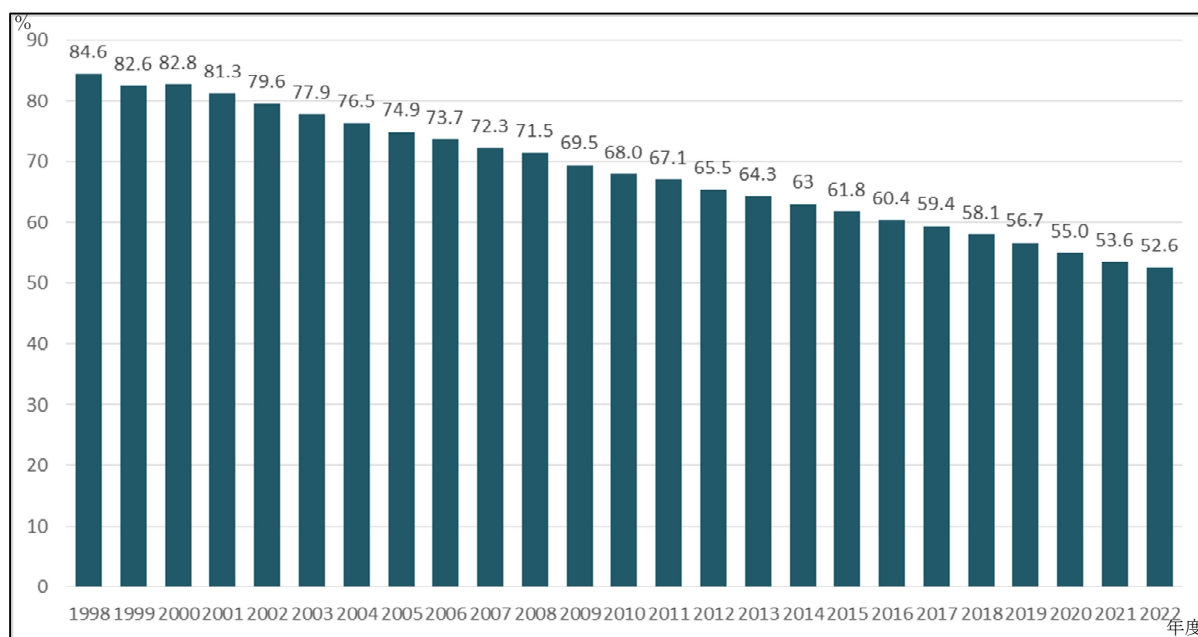
2020(令和 2)年度に第一生命保険株式会社の協力により、町内会・自治会に関するアンケート(15 頁表 8、9)を実施したところ、町内会・自治会に未加入世帯が「加入していない理由」として、「加入するきっかけがなかった(18%)」「町内会があることを知らなかった(13%)」「町内会費を負担することが難しい(13%)」「町内会加入の必要性を感じられない(13%)」「声がかけられなかった(10%)」等が挙がりました。また、「現在未加入だが、過去に加入していた世帯」に「加入していたが、退会した理由」を確認したところ、「町内会にメリットを感じない(22%)」「役員の負担が重い、役員をしたくない(21%)」等が挙がりました。

【参考 町内会・自治会加入率の算出式】

町内会・自治会加入率 (%) =	$\frac{\text{町内会・自治会加入世帯数}}{\text{総世帯数 (常住人口)}} \times 100$
------------------	---

(水戸市調べ)

【図 2 町内会・自治会の加入率の推移】



(水戸市調べ)

【表 3 人口・総世帯数・加入世帯数・自治会加入率の推移】

※各年度は 1 月 1 日現在

年度	人口総数 (人)	総世帯数 (世帯)	加入 世帯数 (世帯)	自治会 加入率 (%)	備考
1998 (平成 10)	247, 186	95, 250	80, 581	84. 6	
2003 (平成 15)	249, 257	99, 866	77, 817	77. 9	
2008 (平成 20)	264, 062	104, 495	74, 674	71. 5	2005 (平成 17) 年 2 月内 原町編入
2013 (平成 25)	271, 077	116, 308	74, 829	64. 3	
2018 (平成 30)	270, 336	121, 249	70, 443	58. 1	

年度	人口総数 (人)	総世帯数 (世帯)	加入 世帯数 (世帯)	自治会 加入率 (%)	備考
2020 (令和2)	269,231	123,775	68,056	55.0	
2021 (令和3)	269,007	125,062	67,056	53.6	
2022 (令和4)	269,203	125,118	65,778	52.6	
増減 (2022-1998)	22,017	29,868	▲14,803	▲32.0	

(水戸市調べ)

【表4 世帯人員別世帯数の推移】

※各年度は1月1日現在

年度	1人	2人	3人	4人 以上	一般世帯 数計
2010 (平成22)	38,009	30,519	20,418	22,968	111,914
2015 (平成27)	42,991	32,502	20,515	21,329	117,337
2020 (令和2)	48,000	34,216	20,414	19,705	122,335
増減 (2020-2010)	9,991	3,697	▲4	▲3,263	10,421

(出典：国勢調査、総務省)

【表 5 住宅の建て方別世帯数（住宅に住む一般世帯の内の主世帯）の推移】

※各年度は 1 月 1 日現在

	年度	一戸建	長屋建	共同 住宅	1・2 階建	3～5 階建	6階 建以上	その 他	総数
世帯数	2010 (平成 22)	63,101	1,112	46,086	21,070	17,665	7,351	86	110,385
	2015 (平成 27)	64,688	948	49,866	23,933	17,744	8,189	128	115,630
	2020 (令和 2)	66,966	930	52,227	25,665	17,655	8,907	132	120,255
世帯人員	2010 (平成 22)	173,865	2,434	84,131	33,145	35,321	15,665	181	260,615
	2015 (平成 27)	172,029	1,857	86,900	37,350	32,710	16,840	261	261,047
	2020 (令和 2)	172,897	1,826	85,625	38,723	29,390	17,512	289	260,637
(2020 ー 2010) 増減	世帯数	3,865	▲182	6,141	4,595	▲10	1,556	▲46	9,870
	世帯人員	▲968	▲608	1,494	5,578	▲5,931	1,847	108	22

(出典：国勢調査、総務省)

【表 6 地区会別加入率】

地 区	2023(令和5)年1月1日現在			2020年 (令和2年)	2015年 (平成27年)	2010年 (平成22年)
	総世帯	加入世帯	加入率 (%)			
三の丸	4,575	2,509	54.8	62.4	65.9	83.8
五 軒	3,433	2,295	66.9	71.5	73.0	82.0
新 荘	2,964	2,290	77.3	77.5	85.7	91.3
城 東	3,368	2,418	71.8	76.3	80.2	82.0
浜 田	5,902	3,321	56.3	55.7	58.9	55.3
常 磐	6,168	3,584	58.1	60.7	73.9	84.4
緑 岡	7,651	3,179	41.6	44.3	54.8	62.8
寿	4,502	2,044	45.4	46.6	57.7	68.4
上大野	666	567	85.1	87.3	87.6	88.8
柳 河	1,293	916	70.8	72.6	80.4	81.3
渡 里	7,630	2,585	33.9	36.0	39.9	44.3
吉 田	6,243	3,115	49.9	51.5	59.7	67.1
酒 門	5,007	2,850	56.9	58.1	71.9	83.7
石 川	5,594	2,761	49.4	51.2	59.4	68.1
飯 富	1,263	900	71.3	70.1	75.3	74.7
国 田	815	647	79.4	79.2	85.0	79.0
河和田	3,219	1,628	50.6	51.5	59.8	69.2
上中妻	2,359	1,332	56.5	56.9	60.0	66.9
山 根	291	232	79.7	86.5	91.1	90.0
見 川	4,986	2,115	42.4	44.1	51.4	59.2
千 波	8,536	3,611	42.3	45.4	48.9	52.9
梅が丘	7,402	3,908	52.8	56.4	59.5	64.6
双葉台	3,900	2,781	71.3	72.5	80.8	85.7
笠 原	5,443	2,108	38.7	40.6	48.1	54.1
赤 塚	2,166	1,502	69.3	70.9	79.5	83.9
吉 沢	5,060	1,823	36.0	42.5	47.8	53.4
堀 原	3,655	1,612	44.1	46.4	52.6	58.6
下大野	832	667	80.2	81.1	77.9	87.5
稲荷第一	2,271	1,316	57.9	60.8	70.8	77.9
稲荷第二	1,254	894	71.3	69.5	74.1	74.1
大 場	1,005	536	53.3	60.3	70.7	76.6
鯉 淵	1,626	1,310	80.6	75.3		
妻 里	1,465	1,053	71.9	71.1		
内 原	2,574	1,379	53.6	57.7	69.0	
合 計	125,118	65,788	52.6	55.0	61.8	68.0

(水戸市調べ)

【表 7 中核市の加入率】

(%)

市名 (移行年度)	2022 (令和 4) 年度	2020 (令和 2) 年度	2015 (平成 27) 年度	市名 (移行年度)	2022 (令和 4) 年度	2020 (令和 2) 年度	2015 (平成 27) 年度
函館市	50.30	53.54	58.00	豊田市	78.79	80.12	83.00
旭川市	56.00	57.50	59.00	大津市	55.00	58.80	63.80
青森市	69.60	71.00	71.60	豊中市	38.00	40.40	46.70
八戸市(H29)	53.00	55.00		吹田市(R2)	44.80	48.60	
盛岡市	86.70	90.00	84.80	高槻市	56.60	59.88	64.30
秋田市	77.00	78.90	80.10	枚方市	66.00	68.70	70.90
山形市(H31)	86.00	87.00		八尾市(R1)	57.00	61.70	
福島市(H31)	74.20	76.01		寝屋川市(R1)	84.00	86.90	
郡山市	61.00	63.00	65.00	東大阪市	64.00	69.35	76.00
いわき市	73.00	77.00	81.33	姫路市	90.00	89.90	90.20
水戸市(R2)	53.60	58.10	63.00	尼崎市	44.00	49.00	54.80
宇都宮市	63.50	65.80	66.60	明石市(R1)	65.90	72.20	
前橋市	86.40	87.93	90.36	西宮市	68.00	71.09	77.30
高崎市	92.38	-	-	奈良市	67.20	71.00	77.64
川越市	70.76	74.04	77.00	和歌山市	74.38	77.92	80.28
川口市(R1)	56.60	60.00		鳥取市(R1)	62.00	67.92	
越谷市	60.20	63.60	67.90	松江市(R1)	59.00	60.10	
船橋市	70.51	72.21	74.91	倉敷市	60.30	-	-
柏市	64.88	65.00	71.94	呉市(H29)	69.20	71.00	
八王子市	54.00	57.25	60.14	福山市	63.69	-	64.03
横須賀市	81.30	75.00	84.66	下関市	77.00	79.00	81.42
富山市	84.00	84.00	-	高松市	53.00	56.00	61.09
金沢市	68.00	69.00	69.61	松山市	71.50	74.00	75.90
福井市(R1)	74.10	74.50		高知市	76.00	75.50	76.60
甲府市(R1)	68.00	70.30		久留米市	72.10	74.00	74.80
長野市	96.00	96.30	96.40	長崎市	65.00	68.70	70.30
松本市	75.71			佐世保(H29)	81.00	82.10	
岐阜市	56.90	65.00	63.80	大分市	88.00	87.00	88.32
豊橋市	69.80	72.00	70.70	宮崎市	51.00	54.40	56.00
岡崎市	89.10	88.90	90.60	鹿児島市	51.00	54.00	55.40
一宮市	77.00			那覇市	15.00	16.40	19.00
中核市平均					67.23	69.01	71.24

(水戸市調べ)

【表 8 町内会・自治会に関するアンケート 2020（令和 2）「町内会に加入しない理由」】

未加入世帯 293 世帯回答（複数回答可）

町内会に加入しない理由	件数（％）
加入するきっかけがなかった	85（18％）
町内会があることを知らなかった	62（13％）
加入方法がわからない	27（6％）
声をかけられなかった	49（10％）
就業状況により、町内会の役員などを担えない	26（5％）
家族状況により、町内会の役員などを担えない	10（2％）
町内会費を負担することが難しい	65（13％）
町内会加入の必要性を感じられない	63（13％）
活動内容に興味がない	41（9％）
町内会に入れてもらえなかった	1（0％）
自由記述	41（9％）
無回答	10（2％）

（町内会・自治会に関するアンケート、水戸市・第一生命保険）

【表 9 町内会・自治会に関するアンケート 2020（令和 2）

「加入していたが退会した理由」】

現在未加入だが過去に加入していた世帯 71 世帯回答（複数回答可）

加入していたが退会した理由	件数（％）
町内会にメリットを感じない	17（22％）
役員の負担が重い、役員をしたくない	16（21％）
町内会費を負担したくない	3（4％）
自由記述	26（34％）
無回答	15（19％）

（町内会・自治会に関するアンケート、水戸市・第一生命保険）

(3) 町内会・自治会における運営上の課題等

町内会・自治会の運営方法やルールは、町内会・自治会で自ら決めているため、地域や団体によって違いがあります。前述したとおり、町内会・自治会の加入率の減少が著しい状況の中、ライフスタイルや価値観が多様化していることから、次のような運営上の課題があるため、時代にあわせてルールの見直しを図ることが必要です。

水戸市住みよいまちづくり推進協議会では、町内会・自治会の運営の参考となるように、「町内会・自治会の運営の手引き」を作成し、水戸市ホームページ等で公開してきました。今後も、課題への対応等を追加で掲載するなど、工夫が必要です。また、課題解決に向けては、多様な主体の連携のもと、支援を行う必要があります。

ア 担い手の確保

町内会・自治会の加入率の低下に伴い、会員が減少しているため、会長や班長などの役員をはじめ、地域における清掃・除草活動等の町内会・自治会活動の担い手の確保が課題となっています。また、現在は、共働きの家庭が多く、子育て等も重なり、地域活動に参加することをためらう状況も考えられます。しかしながら、地域コミュニティの維持・発展のためには、その地域に居住する住民相互の協力が不可欠であることから、町内会・自治会の活動内容を周知するとともに、負担と感じないような多様な参加手法を検討するなど、更なる工夫が必要です。

イ 役員の負担の解消

町内会・自治会に関するアンケート（15 頁表 8、9 参照）において、「現在未加入だが、過去に加入していた世帯」に「加入していたが、退会した理由」を確認したところ、「役員の負担が重い、役員をしたくない（21%）」との意見が多く挙がりました。町内会・自治会の役員の仕事には、総会・役員会の運営、回覧板、会費の徴収、イベントの調整等があります。役員以外でも、ごみ集積所の清掃やクリーン作戦など、会員の当番があります。持続可能な町内会・自治会の運営をしていくためには、負担と感じないような運営手法を検討するなど、更なる工夫が必要です。

ウ 財源の確保

町内会・自治会の収入は、会費、広報紙配布事務委託費、防犯灯管理補助金、預金利子、繰越金のほか、団体によっては寄付金や助成金が主なものです。支出は、事業費、事務費、防犯灯管理費、負担金、助成金、役員報酬が主なものです。収入のうち、最も大きな財源は会費ですが、町内会・自治会の加入率の低下に伴い、会費が減少している団体が多い状況です。支出内容の精査とともに、収入の獲得に向けて、加入世帯増加に向けた取組が重要です。

エ 高齢化に伴う課題への対応

本市では高齢化が進行しており、一人暮らしの高齢者も増加しています。本市及び水戸市住みよいまちづくり推進協議会には、「健康や体力の問題から、役員ができない。また、各種行事への参加ができない。」「高齢で他の人に迷惑になるため、脱退したい。」「会費が高くて払えない。」等の意見が寄せられております。長年にわたり地域活動に協力してきた高齢者が、「迷惑になるから」として、町内会・自治会から退会していくのは避けなければなりません。高齢者がいつまでも自分の住んでいる地域で、町内会・自治会を通して地域活動を続けることができる工夫が必要です。

オ 地域環境の悪化への対応

町内会・自治会の加入世帯数が減少すると、町内に誰が居住しているかわからず、不審者に気が付くことや周囲でこどもや高齢者などを見守ることができなくなり、地域環境や生活の安全・安心が損なわれる可能性があります。そのため、向こう三軒両隣のきずなの見える関係の構築が重要です。

カ 地域伝統の衰退への対応

地域には、お祭りや風習のほか、史跡や重要文化財など、特色ある伝統・文化があります。これらは、町内会・自治会で守り受け継いできたものであり、長年をかけて地域固有の文化となっています。地域の伝統・文化は、行事等を通して人と人をつなぎきずなを深めるとともに、郷土愛、地域の誇りを醸成するものです。町内会・自治会の加入世帯数が減少すると、伝統・文化の継承が難しくなり、地域の独自性が衰退する可能性があることから、地域の特徴ある活動への支援が重要です。

キ 緊急時における共助体制の強化

東日本大震災や令和元年東日本台風の際に、在宅避難する地域住民同士で安否確認が行われており、町内会・自治会の存在意義は、大規模災害の発生時など、緊急時に効果を発揮します。

そのため、町内会・自治会を通して、普段から声を掛け合い、顔が見える関係を築くとともに、防災訓練や避難所等へ向かう避難経路の確認等をしておくなど、日頃の備えや緊急時の共助・近助体制の構築が重要です。

ク 町内会・自治会の小規模化への対応

新住民の町内会・自治会の未加入や高齢世帯等の退会の増加等により、町内会・自治会の加入世帯数が大きく減少し、単独での維持が困難となり、解散を余儀なくされている町内会・自治会が増えてきています。規模が小さくなった町内会・自治会は、周辺の町内会・自治会との再編を検討するなど、存続できる工夫が必要です。

(4) 各地区における課題

2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までに、拡大版市民懇談会を開催し、各地区からの要望があったテーマについて、市長、地区会、有識者等が意見交換を行いました。その中で、最も多かったテーマが「町内会・自治会」であり、様々な意見があったことから、主な意見を20頁・21頁のとおりまとめました。

《開催状況》

日時＜場所＞	参加地区	テーマ
2020（令和2）年11月18日（水）18：00～19：30 ＜水戸市役所2階大会議室＞	吉田、河和田、見川、双葉台、赤塚	①転入者の町内会加入（コミュニケーションの取り方）について ②高齢者世帯等の町内会退会防止について
2021（令和3）年11月17日（水）19：00～21：00 ＜水戸市役所2階大会議室＞	南部ブロック（緑岡、寿、見川、千波、梅が丘、笠原）	①転入者の町内会加入（コミュニケーションの取り方）について ②高齢者世帯等の町内会退会防止について
2022（令和4）年2月13日（日）14：00～16：00 ＜水戸市役所2階中会議室1～3＞	西部ブロック（旧内原町を除く）（石川、河和田、上中妻、山根、双葉台、赤塚）	①転入者の町内会加入（コミュニケーションの取り方）について」及び「地区会及び関連団体役員のなり手不足について ②高齢者世帯等の町内会退会防止について
2022（令和4）年7月27日（水）18：00～19：30 ＜内原市民センターホール＞	西部ブロック（旧内原町）（鯉淵、妻里、内原）	①町内会・自治会について
2022（令和4）年11月26日（土）14：00～16：00 ＜水戸市役所2階中会議室1～3＞	中央ブロック（三の丸、五軒、新荘、常磐、堀原）	①町内会・自治会の加入率向上について

《主な意見等》

○町内会・自治会への加入促進について

- ・ 分譲地の開発業者と施工前から交渉した結果、町内会・自治会加入を分譲の条件としてもらったほか、分譲区画で新しい班の結成に成功した事例がありました。また、新たな分譲地を対象に町内会・自治会加入及び設立説明会を開催したところ、町内会・自治会の加入・設立につながった事例がありました。そのため、開発段階から事業者を巻き込むことが有効であることがわかりました。
- ・ 新住民を対象に、戸別訪問や、町内会・自治会加入説明会を開催したところ、加入につながった事例がありました。また、イベント行事を通して、町内会・自治会への加入を呼びかけた結果、加入につながった事例がありました。そのため、新住民に対して、声かけを行うなど積極的に誘うとともに、イベント行事を通して顔が見える関係を構築していくことが有効であることがわかりました。
- ・ 役員負担の軽減、活動の縮小化、役員の定年制の設定など、町内会・自治会の運営方法の見直しが必要であるといった意見が多く出ました。そのため、持続可能な町内会・自治会に向けた運営の見直しの必要があります。
- ・ 市職員が町内会・自治会に加入していないため、市職員の町内会・自治会への加入や、町内会・自治会活動への協力をお願いしたいといった意見がありました。そのため、市職員の町内会・自治会活動への参加促進や参加支援を行う必要があります。
- ・ 2世帯住宅・3世帯住宅は、家族で1世帯しか町内会・自治会に加入しないため、町内会・自治会の加入率が低くなってしまいます。そのため、町内会・自治会の加入率の算出方法の見直しを行う必要があります。

○地区会等役員のなり手不足について

- ・ 会長の任期の短縮、役員の仕事の公平分担、年間作業スケジュールの作成による仕事の見える化など、役員の仕事の効率化及び負担の軽減を図った事例がありました。そのため、持続可能な町内会・自治会に向けた運営の見直しの

必要があります。

○高齢者世帯の町内会・自治会の退会防止について

- ・ 高齢者世帯の町内会・自治会の退会防止に係る各地区会の取組は、次の通りです。今後、町内会・自治会の運営の手引に反映するなど、町内会・自治会運営の参考となるように、工夫をする必要があります。

- ①高齢者世帯の役員就任等の軽減
- ②会費の減額
- ③高齢者が会長となった場合の他の会員による書類作成の支援
- ④高齢者の家の近くへのごみ集積所の移設
- ⑤高齢者と子どもたちのふれあいの場の創設
- ⑥高齢者対象のお茶会など交流の場の創出 等

- ・ 「高齢者に手を差し伸べるばかりではなく、多少の負荷を与え、地域で生きがいつくりを行うべきである」といった意見もありました。そのため、高齢者の活力をまちづくりに生かす仕掛けを行う必要があります。

2 前計画（地域コミュニティ推進計画（第3次））の目標達成状況

及び各種施策の成果と課題

2015（平成27）年度策定の「水戸市コミュニティ推進計画（第3次）」に掲げた各施策の実施状況及び実施内容等は以下のとおりです。

【基本方針1】地域コミュニティ活動の総合的・計画的な推進 （目標指標）

指 標	現況 (2013 (平成25) 年度)	目標値 (2023 (令和5) 年度)	実績 (2023 (令和5) 年度)
地域コミュニティプランの作成 地区数	9 地区	全地区 (2015 (平成27) 年 度)	○全地区 (34 地区) (2010 (平成22) 年度～2015 (平成27) 年度) ※内原地区が3地区分割 後、地区ごとにコミュニ ティプランを策定(2020 (令和2) 年度・2021(令 和3) 年度)

（基本施策と実施内容）

	主要施策	実施 状況	実施内容
1	地域コミュニティプランの作成等の支援	実施	○地域コミュニティプランの作成研修会の開催 (2013 年度) ○地域コミュニティプラン作成のために市職員 の地区への派遣 (2013 (平成25) ～2015 (平成 27) 年度、2020 (令和2) 年度～2021 (令和3) 年度) ○地域コミュニティプラン作成補助金の支出 (1 地区 15 万円：計画印刷製本費等) ○全地区においてコミュニティプランの策定 (2010 (平成22) 年度～2015 (平成27) 年度)

	主要施策	実施状況	実施内容
2	地域コミュニティプランの実現に向けた支援	実施	○地域コミュニティプラン推進研修会の開催（毎年度（2019（令和元）年度～2021（令和3）年度は中止））
3	地域課題の共有	実施	○拡大版市民懇談会を開催し、地域コミュニティのあり方について議論（ブロックごとに全地区で開催）（2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）
4	活動内容の情報発信	実施	○「広報みと」における町内会・自治会の勧誘記事の掲載（2020（令和2）年度～） ○水戸市住みよいまちづくり推進協議会会報誌「みんなの水戸」における地域情報の発信（年3回） ○SNS（水戸市公式LINE、Twitter、Facebook）を活用した町内会・自治会の加入勧誘（2020（令和2）年度～） ○市民活動WEBサイト「こみっと広場」を活用したホームページの作成（水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び14地区）（毎年度）

（評価）

地域コミュニティプランについては、地域コミュニティプラン推進研修会を開催し、プランの実現に向け地区会を支援するほか、市民懇談会を通して各地区の地域課題の共有にも取り組んでおり、地域コミュニティ活動の総合的・計画的な推進を図り、目標指標を達成することができました。地区によっては、地域コミュニティプラン作成から10年を経過しており、時代の進展に伴い、地区における地域課題も変容してきていることから、今後は計画の更新が必要です。

【基本方針2】地域コミュニティ活動組織の強化

(目標指標)

指 標	現況 (2013 (平成 25) 年度)	目標値 (2023 (令和 5) 年度)	実績 (見込) (2023 (令和 5) 年度)
町内会加入率	64%	70%	52%

(基本施策と実施内容)

	主要施策	実施 状況	実施内容
1	水戸市住み よいまちづ くり推進協 議会等との 協働の推進	実施	○水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と、市関係課との連携・協働の推進(毎年度) ○町内会・自治会等運営の手引の策定・公開(毎年度) ○地区会長一日研修会の実施(毎年度(2020(令和2)・2021(令和3)年度中止)) ○先進都市視察研修の実施(毎年度(2019(令和元)・2020(令和2)・2021(令和3)・2022(令和4)年度は中止)) ○市長との対話集会の開催(毎年度)
2	加入促進パ ンフレットの 配布等	実施	○加入促進パンフレットの作成・配布(毎年度) ○加入促進パンフレットの改定(2019(令和元)年度) ○フラワーカード等啓発品の配布(毎年度) ○市役所内に地域コミュニティ加入促進検討会議の設置(2019(令和元)年度) ○水戸市住みよいまちづくり推進協議会内に町内会・自治会加入促進委員会を設置(2019(令和元)年度) ○町内会・自治会に関するアンケートの実施(2020(令和2)年度) ○水戸市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び茨城県宅地建物取引業協会で「町内会・自治会の加入促進に関する協定」の締結(2020(令和2)年度) ○みと町内会・自治会カード事業の開始(2021(令和3)年度～)

	主要施策	実施状況	実施内容
			○町内会・自治会加入促進員事業の開始（2021（令和3）年度～）
3	加入促進月間の設定	実施	○加入促進月間を毎年2月に設定（毎年度） ○宅地建物取引業協会等への訪問（毎年度）
4	水戸市民憲章の啓発	実施	○市民憲章の推進を図るため、水戸市住みよいまちづくり推進協議会において「市民の集い」を開催し、永年勤続者等を表彰（毎年度）
5	一人一役運動の推進	実施	○住みよいまちづくり推進協議会及び地区会において、一人一役運動の推進（毎年度）
6	地域における人材の発掘と育成	実施	○地域リーダー研修会の開催（毎年度（2020（令和2）・2021（令和3）年度は中止））
7	あいさつ・声かけ運動の推進	実施	○住みよいまちづくり推進協議会及び地区会において、あいさつ・声かけ運動の推進（毎年度）
8	郷土愛の醸成	実施	○住みよいまちづくり推進協議会において、花の絵コンクールを開催し、小中学校・幼稚園の児童生徒の環境美化及び郷土愛の醸成に寄与（毎年度（2020（令和2）・2021（令和3）年度は中止））
9	花いっぱい運動の推進	実施	○住みよいまちづくり推進協議会において、花壇コンクールを開催し、町内会、職域、学校の三つの部門における優秀作品を表彰し、環境美化を推進（花壇コンクールは毎年度） ○住みよいまちづくり推進協議会において、花の絵コンクールを開催し、優秀作品等を表彰することにより、小中学校・幼稚園の児童生徒の環境美化及び郷土愛の醸成に寄与（毎年度（2020（令和2）・2021（令和3）年度は中止））
10	職員の意識改革	実施	○基本研修第2部研修において、水戸市の地域コミュニティについて説明（毎年度）

	主要施策	実施状況	実施内容
11	補助金交付方法の検討	実施	○住みよいまちづくり推進協議会補助金及び地域活動推進事業補助金の一本化の検討（地区会の要望により、一本化しない方針とした。）

（評価）

町内会・自治会の加入率の向上に向けて、水戸市住みよいまちづくり推進協議会内に町内会・自治会加入促進委員会を設置し、「みと町内会・自治会カード事業」、「町内会・自治会加入促進員事業」、「茨城県宅地建物取引業協会との町内会・自治会の加入促進に関する協定の締結」など、加入促進活動に積極的に取り組んできました。目標値について加入率70%（2023（令和5）年度末）と設定しましたが、実績は52%（2023（令和5）年度）であり、目標を達成することはできませんでした。今後は、加入率向上に向けて、加入促進活動に一層取り組む必要があります。

また、水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「市民の集い」を通した水戸市民憲章の啓発、「地域リーダー研修会」を通した地域における人材の発掘と育成、「花の絵コンクール」を通した郷土愛の醸成、「花壇コンクール」を通した花いっぱい運動の推進など、地域コミュニティ活動組織の強化に取り組んできました。今後も、水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働のもと、暮らしやすい豊かな地域社会の形成に努める必要があります。

【基本方針 3】地域ぐるみの共助体制の確立

（目標指標）

指 標	現況 (2013 (平成 25) 年度)	目標値 (2023 (令和 5) 年度)	実績（見込） (2023 (令和 5) 年度)
地域における子育て支援拠点数	28 箇所	43 箇所	53 箇所

（基本施策と実施内容）

	主要施策	実施状況	実施内容
1	地域における子育て支援	実施	○子育て広場の開設（33 地区）（2023（令和 5）年度） ○こどもスペースの設置（7 地区）（2023（令和 5）年度）
2	地域包括ケアシステムの確立	実施	○高齢者支援センターを中心とした地域の支援体制の構築（毎年度）
3	地域見守り・支えあいの推進	実施	○水戸市安心・安全見守り隊との連携（毎年度）
4	防犯・防災活動の推進	実施	○地区防災組織補助金の支出（地区独自の備蓄、防災資機材購入支援、地区独自のマイ・タイムライン様式作成支援等）（毎年度） ○地区会・町内会・自主防災組織と連携した防災訓練・講話の実施（毎年度） ○災害時生活用水協力井戸制度の運用（毎年度） ○新たな洪水浸水想定区域の指定に伴う地区会・町内会と連携した説明会の実施（2022（令和 4）年度実施、2023（令和 5）年度以降継続） ○地域における防犯パトロール団体に対し、資材貸与等の活動支援（毎年度） ○防犯灯の設置等補助金の支出（毎年度） ○安全なまちづくりモデル地区事業（毎年度）

	主要施策	実施状況	実施内容
			(駅南→酒門→見川交番管内)) ○災害時要配慮者の把握、支援（毎年度）
5	環境美化活動の推進	実施	○ごみゼロの日キャンペーンの実施（2015（平成27）～2019（令和元）、2023（令和5）年度）
6	ごみの発生抑制・再使用・再資源化の推進	実施	○資源物・ごみの新たな分別区分に関する説明会の開催（2019（令和元）年度） ○いきいき出前講座の開催（毎年度） ○集団資源物回収の啓発及び促進（毎年度） ○清掃工場「えこみっと」の見学会（2020（令和2）年度～）や環境啓発イベント（2022（令和4）年度～）の開催

（評価）

地域における子育て支援拠点数は、53箇所（2023（令和5）年度）であり、目標指標を達成することができました。また、高齢者支援センターを中心とした地域の支援体制の構築の設置による地域包括ケアシステム構築の推進、水戸市安心・安全見守り隊との連携による地域見守り・支えあいの推進、地区会・町内会・自主防災組織と連携した防犯・防災活動の推進、ごみゼロの日キャンペーンを通じた環境美化活動の推進、ごみの発生抑制・再使用・再資源化の推進など、地域ぐるみの共助体制の確立を図ることができました。

今後も、多様な主体の連携のもと、互いに助けあう共助体制の確立に努める必要があります。

【基本方針 4】生涯学習活動の推進とその成果の活用

（目標指標）

指 標	現況 (2013 (平成 25) 年度)	目標値 (2023 (令和 5) 年度)	実績（見込） (2023 (令和 5) 年度)
生涯学習サポーター数	24 人	80 人	68 人

（基本施策と実施内容）

	主要施策	実施状況	実施内容
1	学習機会の充実	実施	○市民センターにおける講座の開催（毎年度） 一般教養講座、教室、クラブ ○みと好文カレッジにおける講座の開催（毎年度）
2	自主的な学習交流活動の支援	実施	○市民センターを活動場所としている生涯学習団体・サークルを市 HP に掲載（毎年度） ○電話等による市民からの学習相談へ回答（毎年度）
3	学習成果の次世代への伝承	実施	○生涯学習サポーター協働企画講座の開催（毎年度） ○「あなたも師・達人制度」の活用（毎年度）

（評価）

市民センターにおける講座やみと好文カレッジにおける講座を開催するとともに、市民センターを活動場所としている生涯学習団体・サークルを水戸市ホームページに掲載して紹介するなど、市民活動の支援を行いました。また、生涯学習サポーター協働企画講座を開催するとともに、「あなたも師・達人制度」を活用した派遣を行うなど、学習成果の次世代への伝承に取り組みました。目標値について、生涯学習サポーター数 80 人（2023（令和 5）年度）と設定しましたが、実績は、68 人（2023（令和 5）年度）であり、目標を達成することはできませんでした。今後も、市民が生涯にわたり、健康づくりや生きがいづくり等に取り組むことができるよう、学習機会の充実に努める必要があります。

【基本方針５】地域コミュニティ活動環境の充実
(目標指標)

指 標	現況 (2013 (平成 25) 年度)	目標値 (2023 (令和 5) 年度)	実績 (見込) (2023 (令和 5) 年度)
コミュニティルームのある市民センター	6 箇所	全施設	全施設 (2018 (平成 30) 年度)

(基本施策と実施内容)

	主要施策	実施状況	実施内容
1	市民センターの施設の充実	実施	○妻里市民センター (2018 (平成 30) 年度)、 鯉淵市民センター (2018 (平成 30) 年度) 及び 内原市民センター (2019 (令和元) 年度) の設置、 内原中央公民館の廃止 (2019 (令和元) 年度) ○市民センター総合管理計画に基づく長寿命化等の推進 (毎年度)
2	コミュニティルームの設置	実施	○コミュニティルームの全施設への設置完了 (2018 (平成 30) 年度)
3	市民センターの活用の促進	実施	○市民センターの活用の促進 (毎年度) ○市民センターにアンケート箱の設置 (2023 (令和 5) 年度)
4	市民センター管理運営の検討	一部実施	○市民センターの管理運営の検討 (毎年度) ○市民センターの業務量の平準化に伴い、会計年度任用職員 8 人の減員 (2023 (令和 5) 年度)
5	団体・事業者・学校・NPO 等との協働	実施	○各種団体等との協働の推進 (毎年度)
6	学校施設、その他の施設の活用の促進	実施	○集会施設等整備補助金の支出 (毎年度) ○学校施設の夜間開放 (毎年度)

(評価)

コミュニティルームを全市民センターに配置し、目標指標を達成することができました。内原地区に新たに3市民センターを設置（うち一つは、内原中央公民館の市民センター移行）するとともに、市民センター総合管理計画に基づく長寿命化等の推進など、市民センターの施設の充実を図り、地域コミュニティ活動環境の充実に努めました。

また、市民センターの管理運営の検討を行い、一部執行体制の効率化に取り組みました。市民センターの管理運営については、①町内会・自治会の加入率が低下し、市職員による地域支援が求められていること、②デジタル化の推進やマイナンバーカードの推進など、時代の過渡期にあり市民センターの業務の見直しが必要なこと、③市民センター間の業務量の平準化を図る必要があること等の理由から当面直営とすることとしました。

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

住民同士がゆるやかにつながりを保ちながら、共に助けあい、楽しく暮らすことができる、豊かな地域社会をつくりあげるためには、多くの住民の地域活動への参加のもと、地域課題を共有し協力しあいながら解決を目指すことが重要です。また、それぞれの地域の魅力向上を図るためには、地域における人材、自然、歴史、施設等の様々な資源を見つめ直し、有効活用することにより、みんなで地域づくりに取り組む必要があります。

本計画は、住民の地域活動への参加を促すとともに、町内会・自治会の加入率向上や新たな地域コミュニティプランの作成の支援など、地域コミュニティの支援に積極的に取り組むことにより、町内会・自治会の活性化を図り、地域ごとに魅力的な特色がある、

『住んで楽しい持続可能な地域コミュニティ』を目指すこととします。

目指す姿

住んで楽しい

持続可能な地域コミュニティ

2 基本方針

(1) 町内会・自治会の活性化

町内会・自治会の加入率は、高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、ライフスタイルの変化等の様々な要因により、年々低下しています。町内会・自治会の活動により、行政だけでは手が届かないきめ細かなサービスが提供ができるため、住民の暮らしにとって町内会・自治会は必要不可欠です。また、若い世代の町内会・自治会の未加入や高齢世代の退会など、町内会・自治会のあり方が問われていることから、従来のままの地域コミュニティでは、維持・存続が困難となってきました。

そのため、水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携しながら、住民の地域活動への参加を促すとともに、多様な媒体による情報発信をはじめ、みと町内会・自治会カード事業や町内会・自治会加入促進員事業など、町内会・自治会の加入促進活動に取り組むほか、活動しやすい町内会・自治会を目指し、研修会等を通して地域を支えるリーダーづくりに取り組むなど、町内会・自治会の活性化を図ります。

また、町内会・自治会運営の見直しや再編・広域化の支援の検討など、町内会・自治会の再構築に取り組みます。

(2) 多様な主体の連携による地域コミュニティづくり

水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、地域運営の要として、町内会・自治会だけでは解決できない課題の調整役・相談役や行政との対話の窓口となっています。本市にとって、水戸市住みよいまちづくり推進協議会等は地域コミュニティづくりを推進する上で、必要不可欠なパートナーです。さらに、地域コミュニティの維持・向上のためには、花壇コンクール、地域の祭り、クリーン作戦など、各種活動が活発に行われる必要があります。また、地域には、防災・防犯、環境、子育て、地域見守り、生涯学習など、各種課題に取り組むボランティア・NPO、事業者等多様な主体があり、これらの団体が連携することにより、地域ぐるみで共に助けあうまちづくりを推進することが重要です。

そのため、水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働を推進し、各種事業を支援するとともに、ボランティア、NPO等の多様な主体の連携により、豊かな地域づくりを推進します。

また、市民センター等の公共施設は、地域コミュニティ活動、生涯学習活動や地域防災活動等の拠点として機能していることから、更なる環境の充実及び活用の促進に努めるなど、公共施設の有効活用を図ります。

（３）未来へつながる仕組みづくり

若者だけでなく、高齢者の多くがスマートフォンを持つなど、地域社会のデジタル化が進展するとともに、地域コミュニティを取り巻く様々な課題等があることから、未来へつながる仕組みづくりに取り組む必要があります。本市においては、地域コミュニティ活動の推進に向けた指針として、34 全地区会において、地域の将来像や課題、その解決に向けた具体的な活動をまとめた地域コミュニティプランを作成しています。しかし、作成から 10 年を経過している地区もあり、更新に向けた支援をするなど、地域コミュニティの強化に向けた取組を推進する必要があります。

そのため、町内会・自治会において SNS 等の利便性の高いシステムを活用したコミュニケーションを図るなど、地域社会のデジタル化の支援に取り組めます。

また、地区会から、市職員の町内会・自治会活動への参加等の要望が多かったことから、地域貢献活動休暇制度の検討のほか、職員研修の充実による理解促進など、市職員の地域活動参加の支援を図ります。

さらに、新たな地域コミュニティプランを作成するとともに、プランの実現に向けて、地区会の取組を支援し、地域における自主的な活動の総合的・計画的な推進を図ります。

3 施策の体系

目指す姿	住んで楽しい 持続可能な地域コミュニティ
大項目	中項目
1 町内会・自治会の 活性化	(1) 町内会・自治会の加入促進
	(2) 気軽に参加しやすい町内会・自治会の 再構築
2 多様な主体の 連携による地域 コミュニティ づくり	(1) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会 との協働の推進
	(2) 多様な主体の協働・連携
	(3) 公共施設の有効活用
3 未来へつながる 仕組みづくり	(1) 地域社会のデジタル化の支援
	(2) 市職員の地域活動参加の支援
	(3) 新たな地域コミュニティプランに 基づくまちづくりの推進

主要施策（事業）等

ア 加入促進パンフレットの配布等	ク 茨城県宅地建物取引業協会との協定に基づく加入勧誘の推進
イ 加入促進月間の推進	ケ 町内会・自治会の活動の活性化につながる条例の制定の検討【新】
ウ 多様な媒体による情報発信	コ 移住者の地域コミュニティ参加の支援【新】
エ 町内会・自治会設立等の支援、相談の実施【新】	サ 地域における人材の発掘と育成
オ みと町内会・自治会カード事業の充実	シ 外国人市民の地域コミュニティ参加の支援【新】
カ 町内会・自治会勧誘訪問事業の推進	
キ マンション及び大規模住宅団地への対応【新】	

ア 町内会・自治会の再編・広域化の検討【新】
イ 町内会・自治会の運営の見直し【新】

ア 水戸市住みよいまちづくり推進協議会等との協働の推進	エ 一人一役運動の推進
イ あいさつ・声かけ運動の推進	オ 花いっぱい運動の推進
ウ 水戸市民憲章の啓発	カ 環境美化活動の推進
	キ 郷土愛の醸成

ア 団体・事業者・NPO等との協働	キ 生涯学習活動の推進とその成果の活用
イ 地域における子育て支援	ク 地域学校協働活動の推進
ウ 地域包括ケアシステムの構築	ケ 水戸市消費者サポーターの活用
エ 地域見守り・支えあいの推進	コ こどもたちのつながりの場づくり
オ 防犯・防災活動の推進	サ 地域文化財制度の推進
カ ごみの発生抑制・再使用・再資源化の推進	

ア 市民センターの施設の充実	エ 市民センター施設予約管理システムの導入【新】
イ 市民センターの活用の促進	オ 市民センターの団体登録の見直し【新】
ウ 市民センターによる地域情報の発信【新】	カ その他の施設の活用の促進

ア 地域社会におけるデジタル技術の活用の促進【新】

ア 市職員も地域活動に率先して参加できる仕組みづくり【新】

ア 地域コミュニティプランの作成等の支援	ウ 地域課題の共有
イ 地域コミュニティプランの実現に向けた支援	エ 活動内容の情報発信

第4章 施策の展開

1 町内会・自治会の活性化

【目標水準】

指標	現況 (2023 (令和5) 年度)	目標 (2028 (令和10) 年度)
町内会・自治会の加入率	52.0% 65, 123 世帯 / 125, 252 世帯	52.6%
みと町内会・自治会カード協力店数	330 店	400 店

(1) 町内会・自治会の加入促進

地域コミュニティ団体の組織の強化のため、町内会・自治会への加入促進は重要な課題であります。現在、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会では、地区会等と連携しながら、町内会・自治会を知る機会を増やすこと、町内会・自治会に誘う機会を増やすこと、及び町内会・自治会の加入のメリットをつくることを柱に各種施策を展開しています。先進事例の調査を行い、更なる加入促進方策の検討を進めます。

ア 加入促進パンフレットの配布等

2020 (令和2) 年度に第一生命保険株式会社の協力により、町内会・自治会に関するアンケートを実施したところ、町内会・自治会に未加入世帯が「加入していない理由」として、「知らなかった」との意見が挙がりました。防犯灯の管理、ごみ集積所の管理、花壇の管理など地域環境の維持は町内会・自治会が担っていることなど、町内会・自治会の意義を丁寧に説明する必要があります。

そのため、より町内会・自治会の実態を伝えることができるよう、現在の加入促進パンフレットをリニューアルします。市においては、町内会・自治会加入促進パンフレットを市民課窓口で転入者へ、また、建築指導課において建築主へ配布するとともに、水戸市住みよいまちづくり推進協議会や地区会においては、未加入世帯への広報紙配布などの機会を活用し、町内会・自治会への加入促進に努めます。

イ 加入促進月間の推進

町内会・自治会への加入を促進するため、市及び水戸市住みよいまちづくり推進協議会において、2月を加入促進月間として定めています。地区会、女性会などの各種関係団体や茨城県宅地建物取引業協会等と連携し、引き続き、各種PR活動を重点的に推進します。

ウ 多様な媒体による情報発信

2020（令和2）年度に第一生命保険株式会社の協力により、町内会・自治会に関するアンケートを実施したところ、町内会・自治会に未加入世帯が「加入していない理由」として、「知らなかった」との意見が挙がりました。

そのため、市民ガイドブック、「広報みと」、フリーペーパー、水戸市ホームページ、SNS、ラジオなど多様な媒体により、引き続き、情報発信に努めるとともに、更なる効果的な手段を検討します。また、こどもたちへのアプローチとして、将来大人になった時に、町内会・自治会への加入を意識付けするため、授業で利用できる教育ビデオの作成を検討します。

エ 町内会・自治会設立等の支援、相談の実施【新】

新興住宅街等ができた場合、既存の町内会・自治会に新たに班として編入するか、新たに町内会・自治会を設立するかに手法が分かります。市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会は、町内会・自治会の設立や班編入についての支援や相談を実施します。

オ みと町内会・自治会カード事業の充実

2020年度に第一生命保険株式会社の協力により、町内会・自治会に関するアンケートを実施したところ、現在未加入だが、過去に加入していた世帯に「加入していたが、退会した理由」として、「町内会にメリットを感じない」との意見が挙がりました。

そのため、水戸市住みよいまちづくり推進協議会では、水戸市との協働により、町内会・自治会会員限定の優待カード「みと町内会・自治会カード事業」を推進しています。当該カードを協力店で掲示すると、優待サービスを受けることができます。協力店は、2024（令和6）年3月1日現在で330店舗となっています。当該カードの更なる魅力の向上に向けて協力店の増加に努め、2028（令和10）年度末の協力店は、400店を目標とします。

カ 町内会・自治会加入勧誘訪問事業の推進

2020（令和2）年度に第一生命保険株式会社の協力により、町内会・自治会に関するアンケートを実施したところ、町内会・自治会に未加入世帯が「加入していない理由」として「声がかけれなかった」との意見が挙がりました。

そのため、水戸市住みよいまちづくり推進協議会の地区会の協力を得て、地区会役員等が新興住宅街等を加入勧誘に訪問する町内会・自治会加入促進員事業を展開しています。2021（令和3）年度は2地区（渡里、緑岡）、2022（令和4）年度は3地区（赤塚、内原、稲荷第一）において実施したところであり、今後も実施エリアを拡大し、加入勧誘訪問事業を展開していきます。

キ マンション及び大規模住宅団地への対応【新】

近年、マンション等の集合住宅に入居する世帯が増加しています。マンションについては、入居者は管理組合に加入する一方で、町内会・自治会に加入していない状況もあります。

そのため、「町内会・自治会加入促進マニュアル（マンション世帯編）」を策定し、住民が加入勧誘を行いやすい環境を整備します。

大規模住宅団地についても、町内会・自治会が未設置となっているエリアがあることから、「町内会・自治会加入促進マニュアル（大規模住宅団地編）」を策定します。

また、マンション等が建設される場合に、建築主が入居者等の町内会・自治会への加入に関して町内会・自治会と協議を行うようにする仕掛けづくりの検討をします。

ク 茨城県宅地建物取引業協会との協定に基づく加入勧誘の推進

水戸市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び茨城県宅地建物取引業協会は、「町内会・自治会の加入促進に関する協定」を2020（令和2）年10月22日に締結しました。協定に基づき、茨城県宅地建物取引業協会の不動産業者等が不動産の賃貸契約等を仲介する際に、町内会・自治会への加入勧誘を行っています。住む場所の決定という、生活をする上で重要なタイミングに加入勧誘を行うことは、非常に効果的なため、三者の連携を強化し、より一層取組を推進します。

ケ 町内会・自治会の活動の活性化につながる条例の制定の検討【新】

市民の町内会・自治会への加入及び町内会・自治会活動への参加を促進することで、町内会・自治会の活性化を図り、住みよい豊かな地域社会を実現する基本理念を定めるとともに、市民、町内会・自治会、事業者及び市の責務等を明らかにする条例の制定を検討します。

なお、条例の制定により、市民の町内会・自治会への加入や地域活動への参加意識の醸成を図ります。

コ 移住者の地域コミュニティ参加の支援【新】

市では、移住専用サイトを設けて、移住者への支援を強化しています。移住者が本市で新しい生活を始め、長く住み続けていただくためには、町内会・自治会など地域コミュニティとの関係性を築き、困った時に助けてくれる人が身近にいることが重要です。市及び水戸市住みよいまちづくり推進協議会は、移住者の地域コミュニティ参加の支援を図ります。

サ 地域における人材の発掘と育成

「地域づくりは人づくり」と言われるように、地域でどんなによい物事があつたとしても、それを運営する人材が根付いていないと、地域はよくなりません。そのため、地域活動を自主的に進めることができる環境整備を行うなど、新たな人材の参加を促進するとともに、地域リーダー研修会等を開催し、地域において自発的なアクションを起こすことができる人材を育成します。また、地域の女性リーダーを育成し、地域の方針決定の場への女性の参画を推進します。

シ 外国人市民の地域コミュニティ参加の支援【新】

外国人市民が増加する中、良好な地域環境を維持するためには、外国人市民が町内会・自治会に加入し、地域コミュニティ活動への参加を促すことが重要です。そのため、外国人市民が暮らしやすい環境を目指し、「外国人市民のための生活ガイド」において町内会・自治会への加入方法の啓発に取り組みます。

(2) 気軽に参加しやすい町内会・自治会の再構築

若い世代の町内会・自治会の未加入や高齢世代の退会など、町内会・自治会のあり方が問われています。住民のライフスタイルや価値観が多様化していることから、時代にあわせてルールの見直しが必要です。また、長年にわたり地域を盛り上げてきた高齢世代が「加入していても迷惑をかけてしまうから」と、町内会・自治会を退会する傾向にあります。

このように、従来のままの地域コミュニティでは、維持・存続が困難となってきたことから、町内会・自治会の再編や広域化の検討をはじめ、運営の見直し、負担感の軽減策の検討など、町内会・自治会の再構築を支援します。

ア 町内会・自治会の再編・広域化の検討【新】

本市の町内会・自治会数は、表 10 のとおり、人口規模に対し、他の自治体と比べて細分化しています。町内会・自治会の世帯数が少ないと、会長や班長などの役が頻繁に回ってくることになります。近年、町内会・自治会から「退会者が多くて、少人数になったから、町内会を解散したい」といった相談が増加しています。例えば、少人数になった町内会・自治会は、近隣の町内会・自治会に班として再編するなど、運営の工夫が必要です。そのため、町内会・自治会の再編や広域化に向けた支援を検討します。

【表 10 人口規模と町内会等数の関係】

市名（人口）	町内会等数	市名	町内会数
水戸市（27 万人）	1,260	高崎市（37 万人）	530
宇都宮市（52 万人）	790	前橋市（33 万人）	290

（水戸市調べ）

イ 町内会・自治会の運営の見直し【新】

① 組織運営

16 頁から 18 頁のとおり、担い手の確保、役員の負担、財源の確保等、町内会・自治会の組織運営上、様々な課題があるところです。また、2020（令和 2）年度に第一生命保険株式会社の協力により、町内会・自治会に関するアンケートを実施したところ、現在未加入だが、過去に加入していた世帯に「加入していたが、退会した理由」として、「役員の負担が重い、役員をしたくない」との意見が挙がりました。

現在、町内会・自治会の運営の参考となるように、水戸市ホームペー

ジで「町内会・自治会の運営の手引」を公開し、毎年度、最新の内容に更新しているところです。実態に合うように、高齢者の退会抑制策（役員の年齢制限、役員の免除、当番の免除等）や負担感の軽減策、財源の確保策、担い手確保策など、組織運営上の参考になる項目を追加します。また、当該手引を、SNS等を活用して積極的に発信し、各町内会・自治会における運営の見直しを促進します。

② 各活動への参加

町内会・自治会活動の参加者が十分に集まらない理由として、町内会・自治会における各活動の内容がわかりづらいことや顔が見える関係を構築できていないことが挙げられます。町内会・自治会の各活動へ日頃から参加し、少しずつ顔が見える関係を構築するまでには、時間を要します。一方で、役員などを除けば、回覧板や清掃活動などが中心的な活動であり、住民にとってそこまでの負担とならないものが多いところではあります。

そのため、町内会・自治会活動をわかりやすく伝えるため、活動内容やスケジュールなどの見える化に努めることにより、気軽に参加しやすい町内会・自治会に向けた運営の見直しを促進します。

2 多様な主体の連携による地域コミュニティづくり

【目標水準】

指標	現況 (2022 (令和4) 年度)	目標 (2028 (令和10) 年度)
＜地域生活環境の評価＞ 市民センターや集会所を利用し やすいと感じている市民の割合 (－あなたと描く水戸の未来－1 万人アンケート報告書)	34.5%	45.0%

(1) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会等との協働の推進

本市の地域コミュニティは、地域運営の要である水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び各地区会において、花壇コンクール、花の絵コンクール、市民の集い等の活動が活発に行われており、地域づくりや住民の暮らしに必要な不可欠となっております。水戸市住みよいまちづくり推進協議会等との協働により、更なる豊かな地域社会を構築していきます。

ア 水戸市住みよいまちづくり推進協議会等との協働の推進

地域コミュニティ活動が円滑に行われるとともに、行政だけでは手が届かないようなきめ細かなサービスが提供できるほか、地域の課題解決が図られるよう、福祉、環境、教育、防犯・防災等の様々な取組を、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会等の協働で推進します。

イ あいさつ・声かけ運動の推進

あいさつ・声かけ運動を推進し、向こう三軒両隣で顔が見える良好な関係を構築し、ご近所の助けあい「近助の精神」がうまく機能することにより、良好な近所付き合いや住民同士のコミュニケーションの輪を広げます。

ウ 水戸市民憲章の啓発

昨今、人と人の結びつきが薄れ、地域コミュニティが弱体化する中、「水戸市民憲章⁶」の理念を再認識し、地域における市民の自発的な実践活動を通じて意識の高揚を図ります。

エ 一人一役運動の推進

住民主体の地域づくりを推進するため、役員の負担軽減を図り、老若男女、様々な住民が気軽に楽しく、意欲をもって活動に参加できるよう、一人一役運動を推進し、住民一人一人の参加のもと、新たなチャレンジがしやすい組織づくりを目指します。

オ 花いっぱい運動の推進

本市は水と緑の豊かな自然環境に恵まれたまちで、四季折々の花や香りを楽しめる場所がたくさんあります。地域住民及び児童生徒が自然を楽しみ、環境を守る心や人間性を育むとともに、彩りや潤いのある美しい住みよいまちをつくるため、花壇コンクール、花の絵コンクールなどを開催し、花いっぱい運動を推進します。

カ 環境美化活動の推進

各地域では、快適で潤いのある生活環境を維持するため、家庭ごみ集積所の維持管理やクリーン作戦など、地域住民が自ら地域を綺麗にする環境美化活動に取り組んでいます。地域づくりは、足元を綺麗にすることから取り組むことが重要なため、地域における環境美化を推進します。

⁶ 水戸市民憲章（1970（昭和45）年12月1日制定）は、より明るく住みよい水戸市をつくるための共同の誓いとして市民公募により制定された。この憲章を実践するために市民が中心となり、様々な活動が展開されている。

わたくしたちは
いつも若く あすをめざす
伝統ゆかしい 梅の都
水戸の市民です

1. 自然を愛し 美しいまちにしましょう
2. 教養を深め 文化の高いまちにしましょう
3. 仕事に励み 豊かなまちにしましょう
4. きまりを守り 住みよいまちにしましょう
5. 心を合わせ 楽しいまちにしましょう

キ 郷土愛の醸成

地域住民が郷土を大切にし、郷土の未来について考えることができるよう、「水戸スタイルの教育」⁷の中で、自然体験学習や水戸芸術館と連携した芸術教育（演劇・音楽鑑賞会、花の絵コンクール等）、水戸教学の推進⁸等により、豊かな感性を育み、郷土への理解と愛情を深めます。また、地区会や各種団体による事業において、夏祭りやまち歩きなど、地域に根ざした地区のイベントを開催するほか、文化財の保存・活用等を通して、郷土の歴史を知る機会をつくるとともに、郷土愛の醸成に努めます。

⁷ 水戸スタイルの教育は、水戸の先人の教えを基底に、次世代をリードする人材の育成を目指し、確かな学力の定着や、郷土を愛し、社会に貢献しようとする心の育成を図る取組等を先進的に進める教育のこと。

⁸ 水戸教学とは、先人の教育を現代に生かす教育である。児童生徒が水戸のことを知り、先人の生き方に学ぶと同時に、教師側は将来を見据え学び続ける姿勢が問われるといった児童生徒の活動と、教師の構えの両面から考えていくのが水戸教学の特徴である。

(2) 多様な主体の協働・連携

地域には、町内会・自治会のような地縁型コミュニティのほか、PTA、子ども会育成会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会支部、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど、テーマ型コミュニティがあり、多様な主体が、生活環境の整備、こどもや高齢者の見守りなどに取り組んでおり、それぞれが活動するだけでなく協力しあうことで、それぞれの強みを生かし、弱みが補われるなど、活動の幅が広まっています。こういった多様な主体の活動に、誰もが気軽に参加し、活躍できる場や機会をつくることで、より多くの人や団体などが積極的に地域づくりに携われるようになります。これにより、地域課題に柔軟に対応でき、また、活動の担い手不足を補うとともに、共助体制の強化にもつながります。そのため、多様な主体の協働・連携により、多くの住民に地域活動への参加を促し、人と人をつなげ、きずなを築き、共に助けあいながら、住みよいまちづくりを推進します。

ア 団体・事業者・NPO等との協働

環境美化活動や地域の祭りへの協力、子育てなど多世代交流活動、スクールガード等の地域コミュニティ活動において、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と、ボランティア団体・NPO等や事業者との協働を推進し、社会全体で地域コミュニティ活動を支えます。

イ 地域における子育て支援

未来をリードするこどもたちをまち全体で育むため、地域住民が運営主体となる「市民センター子育て広場」において、こどもや親同士の交流を安全に温かく見守るなど、地域における子育て支援に努めます。

ウ 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムは、高齢者などが住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいを一体的に提供する仕組みです。友達、生きがい、居場所など、地域コミュニティの役割が大きく、地域住民と市民活動団体等との連携を推進し、地域包括ケアシステムの構築及び更なる深化・推進を目指します。

高齢化が深刻になるにつれて、地域で孤立する高齢者の増加が懸念さ

れており、社会的孤立⁹を防ぐため、集いの場等の様々な居場所との連携を図ることにより、潜在的に支援を求める人を早期に把握するとともに、高齢者の地域への参加を促し、健康を維持できるように努めます。歳を重ねたときに必要なのは「キョウイク（今日行くところがある）」「キョウヨウ（今日用がある）」とされています。高齢者が地域で生きがいを見つけ、その活力を地域社会の維持に生かし、フレイル¹⁰予防につなげ、自立して生活ができるよう、地域で支えていきます。

エ 地域見守り・支えあいの推進

水戸市安心・安全見守り隊は、高齢者や障害者、こども等の支援を必要とする方を地域住民や事業者等が、日々の活動や仕事の中で、気づいた異変を本市につなぐ仕組みです。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、水戸市安心・安全見守り隊の拡充に努めます。また、保健、医療、福祉のネットワークを強化しながら、独り暮らしの高齢者や認知症高齢者等の要配慮者を地域で見守り、支えあう環境づくりを推進します。

オ 防犯・防災活動の推進

地域で安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、地域ぐるみで防犯や防災活動に取り組むことが重要です。万が一の犯罪やいざという時の災害に備え、防犯活動、防災活動に取り組むなど、日頃の積み重ねが大切です。

防災意識の向上と防災知識の普及を図るため、自主防災組織が中心となり、防災マップの作成や防災講話、避難所開設・運営訓練を実施するとともに、民生委員や各種団体と連携し、地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時に避難支援のできる体制づくりを進めます。

また、地域で犯罪発生を抑止するため、スクールガードや自主防犯活動団体によるパトロールなどの防犯活動や町内会・自治会による防犯灯の設置を促進します。

⁹ 社会的孤立は、家族やコミュニティとほとんど接触がないこと。

¹⁰ フレイルは、加齢により身心が衰えた状態のこと。

カ ごみの発生抑制・再使用・再資源化の推進

脱炭素社会の実現と循環型社会の形成に向けて、いきいき出前講座や環境フェアなどを通して、資源物とごみの分別の啓発に取り組むとともに、食品ロスの削減や集団資源物回収など、地域と連携しながら、ごみの発生抑制・再使用・再資源化を推進します。

キ 生涯学習活動の推進とその成果の活用

生涯学習活動の場は、人をつなぐ場であり、人生を変える出会いがあります。市民が生涯にわたり、健康づくりや生きがいづくりを通して、様々な出会いに恵まれ、さらに現代的課題をはじめ、関心に応じて学習ができるよう、市民センター等における学習機会の充実及び市民同士の交流の促進に取り組みます。

また、地域コミュニティ活動と生涯学習活動との相互連携により、生涯学習活動によって得られた成果を、地域を元気にする身近な地域コミュニティ活動に生かしていきます。

ク 地域学校協働活動の推進

地域学校協働活動とは、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携して行う様々な活動です。コミュニティスクールの取組との連携を深め、協働で活動することにより、こどもやPTA等とのつながりを築き、地域の活性化を図ります。

ケ 水戸市消費者サポーターの活用

水戸市消費者サポーターは、みと消費者市民大学¹¹の課程を修了した方に委嘱し、各地域における消費生活に関する啓発や見守り活動をはじめ、見守りの際に異変に気付いた場合には、市消費生活センターへつなぐ役割を担っています。水戸市消費者サポーターを活用し、地域におけるトラブルを未然に防ぐとともに、豊かな地域社会を構築します。

¹¹みと消費者市民大学とは、市民を対象に、地域における消費者教育の担い手である「消費者サポーター」の育成をすることを目的とした市民大学である。

コ こどもたちのつながりの場づくり

地域におけるこどもたちのつながりの場づくりとして、こどもが放課後等に自由に勉強や遊びができる「市民センターこどもスペース」を開設するほか、多世代の交流の場ともなる、NPO団体等の実施するこども食堂を支援します。

サ 地域文化財制度の推進

地域文化財制度は、国・県・市の指定文化財や国登録文化財に指定、登録されていないが、地域で大切に守り伝えられている文化財を本市独自で指定する制度です。当該制度を推進し、文化財の保存・活用を通して、住民のきずなを深めるとともに、郷土愛や地域の誇りの醸成を図ります。

(3) 公共施設の有効活用

市民センターは、地区会の活動拠点であり、町内会・自治会をはじめ、各種団体にとっても最も身近な施設です。市民センターを通して、地域コミュニティ活動、生涯学習活動、地域福祉活動、そして防災活動等が実現されており、地域における要と言えます。そのため、市民の声をしっかり受け止めて、施設運営に反映させ、より使いやすい、より愛される市民センターを目指します。

その他の施設についても、地域活動の推進のため、機能を整理し、有効活用を図り、住民の地域活動への参加を促します。

ア 市民センターの施設の充実

市民センターは、2018（平成 30）年に策定した水戸市市民センター総合管理計画に基づき、利用者の安全性及び利便性の確保やライフサイクルコストの低減等を目指し、引き続き、施設の計画的な改修を進めるなど、地域住民にとってより使いやすい市民センターとなるよう、施設の充実を図ります。

イ 市民センターの活用の促進

地区会活動をはじめ、子育て支援活動、高齢者支援活動、多世代交流活動、ボランティア団体・NPO、クラブ、サークル等の地域コミュニティ活動及び生涯学習活動の一層の推進を図るため、誰もが気軽に使用できる活動拠点として、市民センターの活用を促進します。

ウ 市民センターによる地域情報の発信【新】

市民のより豊かな生活に向けて、市民等が市ホームページで地域情報を入手しやすくなるよう、市ホームページを活用し、各市民センターにおいて地域情報を発信します。

エ 市民センター施設予約管理システムの導入【新】

市民センターの使用に当たっての予約は、毎月現地における抽選が原則となっており、住民からは予約方法の改善について要望が挙がっています。オンラインによる施設予約は、インターネット上で時間や場所の制限を受けずに施設の予約ができ、利用者の手間を簡略化することができるほか、業務の効率化が期待される有効な手段です。そのため、早期のシステムの導入を目指します。

オ 市民センターの団体登録の見直し【新】

市民センターの使用に当たっては、利用団体調査票を毎年度提出して、市民センターごとに団体登録をする必要があります。

今後は、市民の利便性の向上のため、利用団体調査票のデータベース化を図り、利用希望団体は、一つの市民センターに利用団体調査票を提出すれば、他の市民センターへの提出を不要とするよう、登録手続の省略化を図ります。

カ その他の施設の活用の促進

市民の主体的な活動を支援し、多様化する市民ニーズに応えるため、地域における集会施設等との連携を図りながら、地域における施設の有効活用を図ります。

3 未来へつながる仕組みづくり

【目標水準】

指標	現況 (2023 (令和5) 年度)	目標 (2028 (令和10) 年度)
新たな地域コミュニティプラン の作成地区数	—	34

(1) 地域社会のデジタル化の支援

地域社会のデジタル化は、自治体DX推進計画（2022（令和4）年9月2日閣議決定）において、「自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組」として、「すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する」とされており、本市でも取組を推進する必要があります。本市では、水戸市デジタルまちづくりビジョン（2024年（令和6年）2月策定）のもと、「市民に寄り添う、生活の質の高いスマートシティ水戸」を目指す姿とし、「行政のデジタル化」、「まちのデジタル化」、「デジタル格差対策」の3つの柱により、DXに取り組んでいます。

ア 地域社会におけるデジタル技術の活用の促進【新】

本市では、2021（令和3）年度から、各市民センターにおいて、スマートフォンの使用方法等について高齢者向けの体験講座を実施しています。引き続き、体験講座を継続するとともに、SNSなど利便性の高いコミュニケーションツールを活用して町内会・自治会の会員同士の連絡を円滑にするなど、地域社会のデジタル化に向けた支援に取り組みます。

なお、他市では、電子回覧板の導入、会費の電子決済、役員会のWEB開催などを導入している事例もあることから、調査研究を進めます。

（２）市職員の地域活動参加の促進

市職員の町内会・自治会への参加など、地域活動参加については、市民から要望があり、特に、2020（令和２）年度から2022（令和４）年度までに開催された拡大版市民懇談会においては、各地区から市職員の町内会・自治会未加入について意見があったところです。

一方、現在、地域活動に参加していない市職員の中には、仕事等の理由で参加が困難な場合もあることから、市職員も地域活動に率先して参加できる仕組みづくりに取り組めます。

ア 市職員も地域活動に率先して参加できる仕組みづくり【新】

現在、若手職員を対象に、水戸市の町内会・自治会をテーマに研修を実施し、町内会・自治会をはじめとする地域コミュニティの大切さや共助体制について説明を行い、町内会・自治会への意識醸成を図っています。市職員は、業務だけでなく、地域の一員として、居住地域のことを学び、関わる意識を持つことが重要です。そのため、職員研修をより一層充実させることで、町内会・自治会への理解の促進を図り、職員が自主的に居住地域で町内会・自治会活動等へ参加できるように支援に努めます。

また、地域活動に参加したいと考えていても、公務への影響を懸念して参加をためらう職員もいることから、町内会・自治会の活動をはじめ、地域貢献活動に参加する場合に、特別休暇を取得できる「地域貢献活動休暇制度」の導入を検討します。

さらに、市職員の退職予定者に、町内会・自治会をはじめとした地域活動への参加を促します。

(3) 新たな地域コミュニティプランに基づくまちづくりの推進

本市では、地域が主体となった地域コミュニティ活動の推進に向けた指針として、地域の将来像や課題、その解決に向けた具体的な活動などをまとめた「地域コミュニティプラン」を 34 地区会において作成しています。これにより、住民自身が、自分たちの地域の課題に対して積極的に取り組むことで、地域に合ったまちづくりが可能となります。

地域コミュニティプランの中には、策定から 10 年近く経過したものもあり、時代の進展とともに、地域が抱える課題も変容してきているため、計画の更新が必要であることから、各地区における作成及びプランの実現に向けた支援を行います。

ア 地域コミュニティプランの作成等の支援

新たな地域コミュニティプランの作成のため、策定研修会を開催するほか、プランの印刷製本費の補助を行うとともに、必要な行政情報の提供や地域からの要請に応じて職員等の派遣を行うなど、作成に向けた支援を積極的に進めます。

作成に当たっては、その地域の魅力や課題を明確化し、住民がよく把握できるようにするとともに、作成作業を通して住民間の連携が深まるように工夫をします。

イ 地域コミュニティプランの実現に向けた支援

地域における各種施策の推進に当たり、地域の実情を踏まえながら、推進研修会を開催するなど、地域コミュニティプランの実現に向けた支援を進めます。

ウ 地域課題の共有

市民懇談会などの場を活用しながら積極的な意見交換を行うことにより、防災や子育て支援など様々な地域課題を、市民と行政とで共有するとともに、共有した情報の整理・活用を図ります。

エ 活動内容の情報発信

地域コミュニティ活動を広く知らせることは、町内会・自治会への加入促進にもつながるとともに、各地区のまちづくりを推進する上でも、他地区の取組状況は非常に参考となるものです。そのため、回覧板、「広報みと」、「みんなの水戸」及び各地区で発行している広報紙等を活用するほか、

地域コミュニティプラン推進研修会で成功事例を共有するとともに、各市民センターのホームページを通して地区会などの地域コミュニティ活動の内容などについて、積極的に情報を発信します。

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画は、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会、地区会等が協働で推進します。

(1) 市の役割

市においては、本計画の推進のため、市内のネットワークを構築するとともに、地域コミュニティ活動等の拠点となる市民センターについては、市民センター運営審議会の意見を聴きながら、効率的・効果的な運営に努めます。

また、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と連携しながら、市民の自発的な町内会・自治会への加入及び町内会・自治会の設立の促進、並びに町内会・自治会活動への参加を促進するための支援を行います。

(2) 水戸市住みよいまちづくり推進協議会の役割

水戸市住みよいまちづくり推進協議会においては、地区会相互の連絡調整、各種団体の連携強化を行いながら、市とともに、住みよいまちづくりを推進します。

また、市及び地区会と連携しながら、市民の自発的な町内会・自治会への加入及び自主的な町内会・自治会の設立の促進、並びに町内会・自治会活動への参加を促進するための支援を行います。

(3) 地区会の役割

地区会においては、地域コミュニティプランの作成やプランの実現に向けた活動などを行い、地域における事業を展開します。

また、市及び水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携しながら、市民の自発的な町内会・自治会への加入及び自主的な町内会・自治会の設立の促進、並びに町内会・自治会活動への参加を促進するための支援を行います。

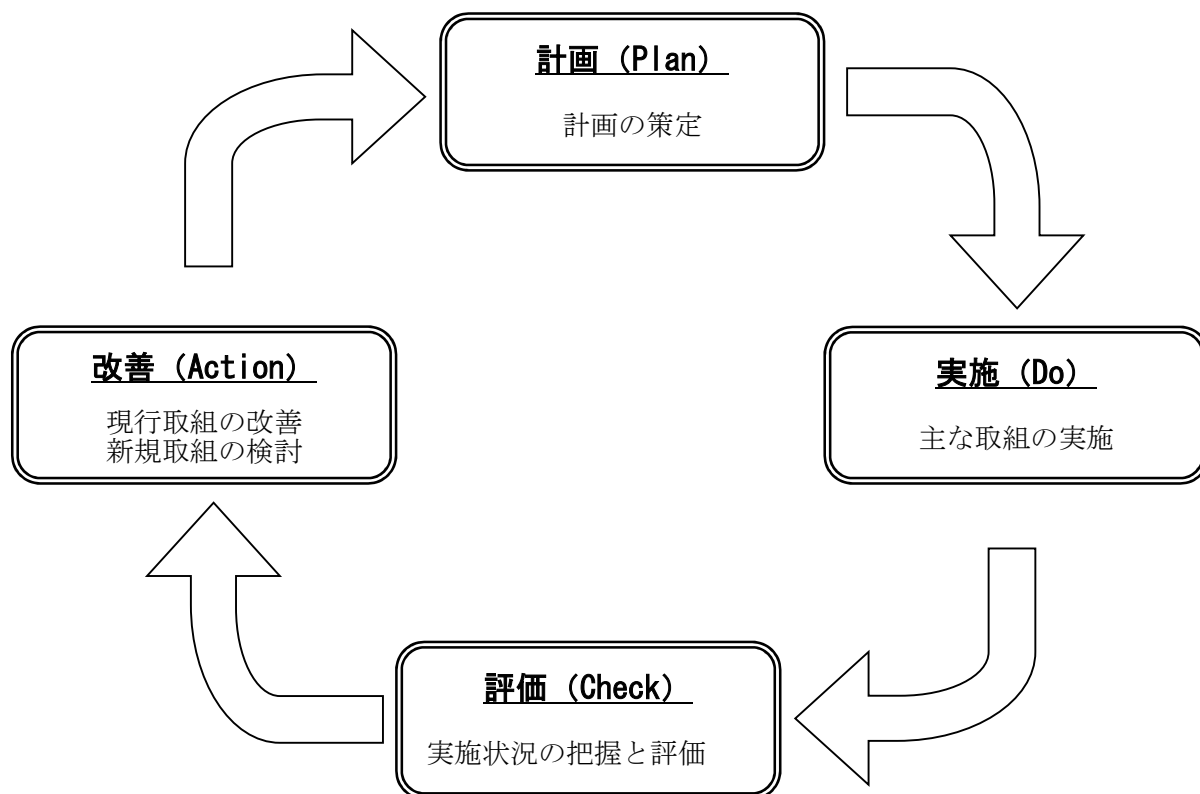
(4) 事業者、NPO等の役割

事業者、NPO等においては、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会と一体となり、環境美化活動や地域の祭りをを行うなど、地域コミュニティ活動の推進に努めます。

また、事業者、NPO等は、事務所等が所在する地域社会の一員であることを認識し、水戸市住みよいまちづくり推進協議会が実施する町内会・自治会加入促進活動に協力するとともに、町内会・自治会活動への参加及び協力に努めます。

2 進行管理

本計画を着実に推進するため、市、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会において計画の実施状況を検証し、施策の見直しを図るなど、適切な進行管理を行います。



資 料 編

- ・ 計画策定に係る経過の概要…………… 2
- ・ 水戸市コミュニティ推進計画策定庁内検討委員会設置要項 …… 3
- ・ 水戸市住みよいまちづくり推進協議会役員名簿 …… 5
- ・ 「水戸市コミュニティ推進計画（第４次）（案）」への市民意見等の概要及び各意見等に対する市の考え方 …… 6

計画策定に係る経過の概要

年 月 日	内 容
令和 5 年 7 月 12 日	第 1 回水戸市コミュニティ推進計画策定庁内検討委員会 ・ 水戸市コミュニティ推進計画策定庁内検討委員会（第 4 次）策定基本方針（案）について
令和 5 年 7 月 24 日	政策会議 ・ 水戸市コミュニティ推進計画策定庁内検討委員会（第 4 次）策定基本方針（案）について
令和 5 年 12 月 28 日	令和 5 年度第 1 回水戸市住みよいまちづくり推進協議会臨時役員会 ・ 水戸市コミュニティ推進計画（素案）（第 4 次）（素案）について
令和 6 年 1 月 10 日	令和 5 年度第 2 回水戸市住みよいまちづくり推進協議会臨時役員会 ・ 水戸市コミュニティ推進計画（素案）（第 4 次）（素案）について
令和 6 年 1 月 23 日	第 2 回水戸市コミュニティ推進計画策定庁内検討委員会 ・ 水戸市コミュニティ推進計画（素案）（第 4 次）（素案）について
令和 6 年 3 月 25 日	政策会議 ・ 水戸市コミュニティ推進計画（素案）（第 4 次）（素案）について
令和 6 年 4 月 10 日 ～令和 6 年 5 月 9 日	意見公募手続き
令和 6 年 6 月 20 日	庁議 ・ 水戸市コミュニティ推進計画（素案）（第 4 次）（案）について

水戸市コミュニティ推進計画策定庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 水戸市コミュニティ推進計画（以下「コミュニティ推進計画」という。）を策定するに当たり、庁内における検討組織として水戸市コミュニティ推進計画策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コミュニティ推進計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定にあたって必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、別表第1の職にある者をもって組織する。

なお、必要があると認めるときは、市民協働部長は、庁内検討委員会の構成員を追加することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 庁内検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、市民協働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長には、市民生活課長をもって充てる。
- 4 委員長は、庁内検討委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内検討委員会は、委員長が召集し、委員長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 庁内検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 庁内検討委員会及び担当者会議の庶務は、市民協働部市民生活課において行う。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成20年1月21日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年2月12日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年6月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補 職 名	備 考
市民協働部長	委員長
市民生活課長	副委員長
政策企画課長	
デジタルイノベーション課長	
行政経営課長	
人事課長	
市民課長	
財政課長	
防災・危機管理課長	
生活安全課長	
ごみ減量課長	
清掃事務所長	
福祉総務課長	
高齢福祉課長	
こども政策課長	
建築指導課長	
住宅政策課長	
教育企画課長	
生涯学習課長	
教育研究課長	

水戸市住みよいまちづくり推進協議会役員名簿

会の名称	地区名	氏名	役職名
寿地区自治連合団体	寿	堀 井 武 重	会長
住みよいまちづくり新荘会	新 荘	川 又 一 郎	副会長(担当 福祉厚生部)
稲荷第一地区まちづくり会	稲荷第一	宮 部 永 一	副会長(担当 自治部)
水戸市城東地区自治団体連合会	城 東	中 島 弘 友	副会長兼広報部長
国田地区自治実践会	国 田	小田倉 康 家	副会長(担当 総務部)
住みよい見川をつくる会	見 川	角 田 恒 巳	副会長(担当 スポ・レク部)
ゆたかな河和田をつくる会	河和田	笹 沼 慎 一	副会長(担当 生活環境部)
堀原地区住民の会	堀 原	関 育 夫	常任理事(総務部長)
住みよい下大野をつくる会	下大野	江 口 孝 史	常任理事(自治部長)
ふるさと酒門をつくる会	酒 門	有 川 秀 男	常任理事(スポ・レク部長)
緑岡住民の会	緑 岡	北 條 てるよ	常任理事(生活環境部長)
笠原地区総合自治連合会	笠 原	大 竹 隆 志	常任理事(福祉厚生部長)

「水戸市コミュニティ推進計画（第４次）（素案）」への市民意見等の概要及び各意見等に対する市の考え方

令和６年４月１０日から令和６年５月９日までの間に、「水戸市コミュニティ推進計画（第４次）（素案）」に対する意見等の募集を行い、１人から１件の意見等をお寄せいただきました

提出方法	人数
郵送	０人
FAX	０人
メール	１人
直接提出	０人
合計	１人

意見等については、適宜要約した上で項目ごとに整理し、それに対する水戸市の考え方をまとめております。

意見等の概要	市の考え方（対応）
本計画では、町内会・自治会の加入率を主軸におき、水戸市政の運営に町内会・自治会の協力を得ることを前提としている。今できることは、町内会・自治会の延命と、これまで町内会・自治会が担ってきた役割について、町内会・自治会に頼らない「新しい実施体制」を作っていくことである。町内会・自治会は、これで通りの方策ではうまくいかないと考えられるので、計画の中で修正できるところは修正するべきである。	御意見にあるとおり、本市の町内会・自治会は大きな課題を抱えており、従来どおりの価値観や考え方では、若い世代だけでなく、既存の会員からも理解を得ることが困難になることが考えられます。 そのため、本計画において、町内会・自治会の再編や広域化の検討をはじめ、運営の見直し、負担感の軽減策の検討など、町内会・自治会の再構築に取り組むこととしております。このほか、地域社会のデジタル化の支援など、未来へつながる仕組みづくりにも取り組んでまいります。 また、計画を進行管理をする中で、施策の効果検証を行うとともに、他自治体の取組を参考としながら、新しい町内会・自治会のあり方を模索してまいります。

水戸市コミュニティ推進計画（第4次）

令和6年 10 月発行

発行者 水 戸 市
〒310-8610
水戸市中央1丁目4番1号
電話 029-224-1111(代表)